しんきんアセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第338号 Shinkin Asset Management Co., Ltd 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 〒104-0031東京都中央区京橋3丁目8番1号 URL: https://www.skam.co.jp

トピックス 2021 年 6 月 14 日

世界の法人税改革:バイデン政権がまたやった!

連携強化が表明された G7 会議

わずか1年ほどで、世界は劇的に変わりました。第一に、コロナウイルスのためです。第二に、それと 比べれば小さなことですが、米国でバイデン政権が誕生し、革新的な策を次々と打ち出しているためです。

実際、バイデン政権は、前政権との異質性を様々にアピールしています。特に民主主義の重視、および、欧州の同盟国との連携強化についてです。6月11-13日の「主要」7か国(G7)首脳会議でも、同政権の主導で、「民主主義国の結束」が強調されました。「米国第一」のトランプ前政権とは、雲泥の違いです。

公平性向上を目指す法人税改革

首脳会議の前週には、G7の財務相による会議が開催されました。その会議でも、経済面でバイデン政権を支えるイエレン米財務長官が、国際連携の視点に立つ画期的な策の合意形成を、強力に推進しました。

すなわち、国際的な法人税の枠組みに関し、G7 で合意に至ったのです(ただし、その成立には、ほかの国々の合意や、各国議会の承認も必要なので、実現するとしても 1 年以上を要する見込み)。これは、 多国籍企業の過度な節税を阻止し、各国内の格差を抑え、民主主義的な公平性を高めるためのルールです。

第一の柱:実状に即した課税権

今般の課税ルールは、二本柱で構成されています。まず、企業(約 100 社の世界的大手)が実際に事業を営み、商品やサービスを販売している国々が、その収益に対する課税権をシェアする、というものです。

現状、タックスへイブン(低税率または無税の国・地域)に子会社を設立し、収益を会計的にそこへ集約することで、企業は節税できます。今般のルールの狙いは、そうした節税の抑止です。各国のインフラ(道路や通信網等々)を利用し稼いでいる以上、その利用の対価として、各国に納税すべきだからです。

第二の柱: 共通最低税率の設定

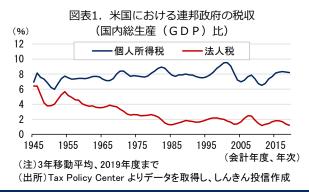
二番目の柱は、法人税率に関し、各国共通の最低水準(15%以上)を定めるものです。目的は、企業誘致のための税率引下げ競争を阻止することです。そうした競争は結局、多くの国の税収を減らすからです。

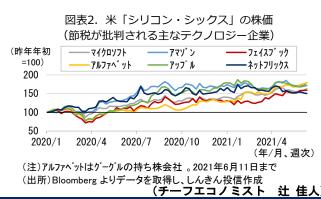
グローバル企業は納税義務を十分に果たしていない、という批判は、近年、高まる一方です。特に米国では、個人所得税とは対照的に、法人税のウエイトが低下し(図表 1)、不公平感が増しています。二本柱からなる今般のルールは、その是正を企図します。日本を含むG7が連携し、大きな一歩を進めたのです。

多国籍企業も歓迎すべき税改革

それを促したのは、まず、昨年来のオンライン化(と節税)で巨額の利益を得ている、テクノロジー各 社への反発です。さらに、バイデン政権の強い意思です。ルールの策定には、米国の関与が必須なのです。

企業としても、国際ルールが明確になるのは、望ましいことです。そのため、税負担が増えるとしても、 株価(図表 2)にネガティブとは言えません。何より、世界が必要としているのは、公平な税制です。し たがって、米国主導でこの税改革が実現すれば、バイデン政権の偉業の一つとして、歴史に残るでしょう。





トピックス 2021 年 6 月 14 日



しんきんアセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第338号 Shinkin Asset Management Co., Ltd 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 〒104-0031東京都中央区京橋3丁目8番1号 URL: https://www.skam.co.jp

<本資料に関してご留意していただきたい事項>

- ※本資料は、ご投資家の皆様に投資判断の参考となる情報の提供を目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。
- ※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。 記載内容は作成時点のものですので、予告なく変更する場合があります。
- ※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。 また、金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ※投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額 は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益は すべて投資者の皆様に帰属します。
- ※特定ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書) をあらかじめ又は同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

【お申込みに際しての留意事項】

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります) に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■投資信託に係る費用について

(お客様に直接ご負担いただく費用)

- ◆ ご購入時の費用・・・購入時手数料 上限 3.3%(税抜 3.0%)
- ◆ ご換金時の費用・・・信託財産留保額 上限 0.3%

(保有期間中に間接的にご負担いただく費用)

- ◆ 運用管理費用(信託報酬)・・・純資産総額に対して、上限年率 1.628%(税抜年率 1.48%)
- ◆ その他の費用・・・監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券売買時の売買手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客様が間接的に支払う費用として、当該ファンドの資産から支払われる運用管理費用、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。投資信託に係る上記費用(手数料等)の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。 費用の料率につきましては、しんきんアセットマネジメント投信が運用する全ての投資信託の うち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係 るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前に 投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくお読みください。

- ※「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。 日本経済新聞社は日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関 して責任を負いません。
- ※東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIX の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX の算出若しくは公表の停止又は TOPIX の商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ※東証 REIT 指数は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など、東証 REIT 指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。